

家族の介護等を行う労働者に係る通勤災害保護制度について

(参 考 資 料)

- 通勤災害保護制度の概要 1
- 通勤災害保護制度の変遷 4
- 介護を行う労働者に係る通勤災害に関する裁判の判決について … 7

通勤災害保護制度の概要

1 創設の経緯

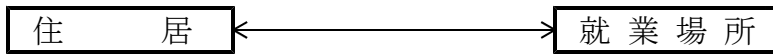
従来、通勤災害については業務外の災害として健康保険等により保護されていたが、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）により、昭和48年12月1日から、労災保険の保護の対象となったものである。

2 「通勤災害」の定義

- 通勤災害とは、労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡をいう（労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）第7条第1項第2号）。
この場合の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものである（労災保険法第7条第2項）。
 - ① 住居と就業の場所との間の往復（労災保険法第7条第2項第1号）
 - ② 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動（同項第2号）
 - ③ 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）（同項第3号）
- しかし、労働者が、労災保険法第7条第2項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は通勤とはされない。
ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、通勤とされる（労災保険法第7条第3項）。
- 日常生活上必要な行為であって厚生労働省令で定めるものとは、
 - ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
 - ② 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校において行われるものを含む。）、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
 - ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
 - ④ 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為をいう（労働者災害補償保険法施行規則第8条）。

1 通勤の形態

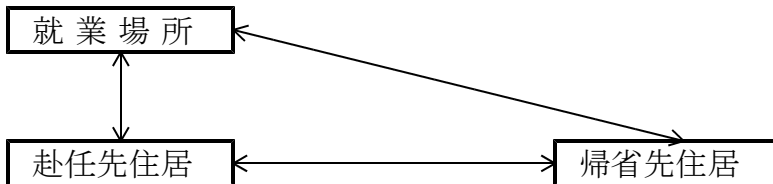
① 通常の場合（労災保険法第7条第2項第1号）



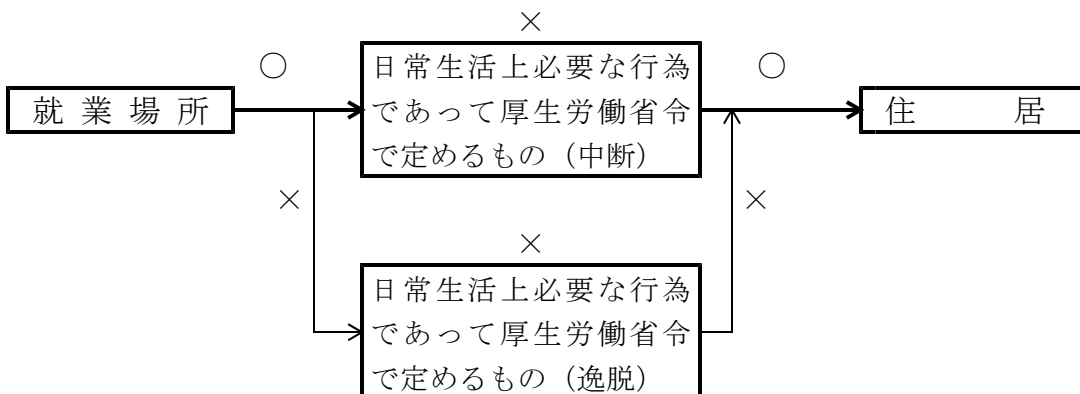
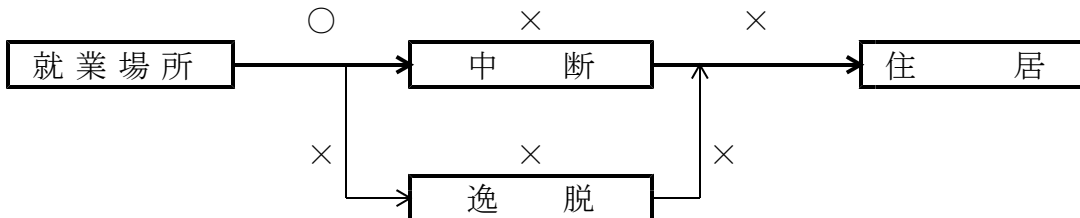
② 複数就業者の場合（労災保険法第7条第2項第2号）



③ 単身赴任者の場合（労災保険法第7条第2項第3号）



2 通勤の範囲：○認められるもの ×認められないもの



注) 就業の場所から他の就業の場所、赴任先住居から帰省先住居への移動も同様

○ 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）（抄）

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
 - 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
 - 三 二次健康診断等給付
- 2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。
- 一 住居と就業の場所との間の往復
 - 二 厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動
 - 三 第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）
- 3 労働者が、前項各号に掲げる移動の経路を逸脱し、又は同項各号に掲げる移動を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項各号に掲げる移動は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて厚生労働省令で定めるものやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）（抄）

（日常生活上必要な行為）

第八条 法第七条第三項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- 一 日用品の購入その他これに準ずる行為
- 二 職業訓練、学校教育法第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- 三 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- 四 病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

通勤災害保護制度の変遷

昭和48年(通勤災害保護制度の創設)

○ 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和48年法律第85号）

労働者災害補償保険法第7条を新設

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付

二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付

2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、業務の性質を有するものを除くものとする。

3 労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

○ 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について（昭和48年11月22日基発第644号、労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長宛）

[別紙] 通勤災害の範囲について

五 「合理的な経路及び方法」の意義

「合理的な経路及び方法」とは、当該住居と就業の場所との間を往復する場合に、一般に労働者が用いるものと認められる経路及び手段等をいうものである。

① これをとくに経路に限っていえば、(中略) 他に子供を監護する者がいない共稼労働者が託児所、親せき等に子供をあずけるためにとる経路などは、そのような立場にある労働者であれば、当然、就業のためにとらざるを得ない経路であるので、合理的な経路となるものと認められる。 (以下略)

七 「逸脱」、「中断」及び「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のもの」の意義

(中略)

「日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為」の具体例としては、帰途で惣菜等を購入する場合、独身労働者が食堂に食事に立ち寄る場合、クリーニング店に立ち寄る場合、通勤の途次に病院、診療所で治療を受ける場合、選挙の投票に寄る場合等がこれに該当する。

なお、「やむを得ない事由により行なうため」とは、日常生活の必要から通勤の途中で行う必要のあることをいい、「最少限度のもの」とは、当該逸脱又は中断の原因となった行為の目的達成のために必要とする最少限度の時間、距離等をいうものである。

昭和62年(日常生活上必要な行為の法定化)

○ 労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律 (昭和61年法律第59条)

労働者災害補償保険法第7条を改正

第七条 (略)

2 (略)

3 労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最少限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第七条 (略)

2 (略)

3 労働者が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、第一項第二号の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であつて労働省令で定めるものをやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。



○ 労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令 (昭和62年労働省令第11号)

労働者災害補償保険法施行規則第8条を新設

(日常生活上必要な行為)

第八条 法第七条第三項の労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

一 日用品の購入その他これに準ずる行為

二 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設において行われる職業訓練、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であつて職業能力の開発向上に資するものを受ける行為

三 選挙権の行使その他これに準ずる行為

四 病院又は診療所において診療又は治療を受けることその他これに準ずる行為

平成3年

○ 「週末等を利用して自宅と勤務先を往復する途上の災害の取扱いについて」(平成3年2月1日基発第74号 労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長宛)

単身赴任者等が休日を利用して勤務先と家族の住む家屋の間を往復する行為の途上において発生した災害に係る通勤災害の認定基準の明確化等

平成3年

- 「赴任途上における業務災害等の取扱いについて」(平成3年2月1日基発第75号 労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長宛)

赴任途上における業務災害や通勤災害の認定基準の明確化等

平成17年(通勤範囲の拡大)

- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)

労働者災害補償保険法第7条を改正

<p>第七条 (略)</p> <p>2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、<u>住居と就業の場所との間</u>を、合理的な経路及び方法により<u>往復すること</u>をいい、業務の性質を有するものを除くものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>→</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2 前項第二号の通勤とは、労働者が、就業に関し、<u>次に掲げる移動</u>を、合理的な経路及び方法により<u>行うこと</u>をいい、業務の性質を有するものを除くものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 <u>住居と就業の場所との間の往復</u>二 <u>厚生労働省令で定める就業の場所から他の就業の場所への移動</u>三 <u>第一号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)</u> <p>3 (略)</p>
---	---

- 労働者災害補償保険法の一部改正の施行及び労働者災害補償保険法施行規則及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則の一部を改正する省令の施行について (平成18年3月31日基発第0331042号、厚生労働省労働基準局長より都道府県労働局長宛)

「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律等の施行について」(昭和48年11月22日基発第644号、労働省労働基準局長より都道府県労働基準局長宛)の別紙「通勤災害の範囲について」を改正

介護を行う労働者に係る通勤災害に関する裁判の判決について

(1) 事件の概要

原告が、退勤途中に、原告の妻の兄と同居している義父（原告の妻の父）の介護のために、合理的な通勤経路の外にある義父宅に立ち寄り、介護を終えて帰宅する途中、原動機付自転車と衝突し、休業を余儀なくされたために、通勤災害として、休業給付の支給を請求したが、不支給処分となったため、本件処分の取消しを請求したものの。

(2) 大阪高裁判決（平成19年4月18日）の内容

以下の理由により、不支給処分を取消（大阪地裁判決（平成18年4月12日）を維持）

- 認定事実によれば、①義父は、85歳の高齢であり、両下肢機能全廃のため、食事の世話、入浴の介助、簡易トイレにおける排泄物の処理といった日常生活全般について介護が不可欠な状態であったところ、②被控訴人夫婦は義父宅の近隣に居住しており、独身で帰宅の遅い義兄と同居している義父の介護を行うことができる親族は他にいなかったことから、被控訴人は、週4日間程度これらの介護を行い、被控訴人の妻もほぼ毎日父のために食事の世話やリハビリの送迎をしてきたこと等を指摘することができる。
- これらの諸事情に照らすと、被控訴人の義父に対する上記介護は、「労働者本人又はその家族の衣、食、保健、衛生など家庭生活を営むうえでの必要な行為」というべきであるから、労災保険規則8条1号所定の「日用品の購入その他これに準ずる行為」に当たるものと認められる。
- 原告が本件事故の当日に義父の介護のために義父宅に滞在した時間は約1時間40分程度であるし、その間に原告が介護以外の行為に時間を割いたことは窺われないのであって、この滞在は介護のためにやむを得ない最小限度のものであったと考えられる。また、この約1時間40分という時間が「日用品の購入」のために要する時間に比して特に長時間であるとは認められないし、5時間以上を要することがある透析療法が認められるのであれば、約1時間40分を要した介護行為を現行の労災保険規則8条1号に該当すると認めることは妨げられないと考えられる。
- なお、労働政策審議会がすべての事象について議論することは困難であるから、「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当するか否かは社会常識に照らして判断されるべきであって、たとえ労働政策審議会の議論を経ていないとしても、時代の変化に応じてこれに該当すると解釈することも許されないわけではない。高齢化社会を迎えて、在宅介護の要請はますます大きくなっており、通勤災害との関係でも介護等の利益を立法上考慮すべき時期に来ていることが認められるから、たとえ労働政策審議会において介護に関する議論がされていないとしても、介護が「労働者本人又はその家族の衣、食、保健、衛生など家庭生活を営むうえで必要な行為」である場合には、当該行為は「日用品の購入その他これに準ずる行為」に該当すると解するのが相当である。

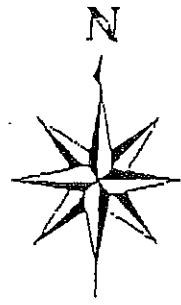
(参 考)

○ 原告（被災労働者）の主張

- ・ 労災保険法施行規則第 8 条第 1 号の趣旨は、本人又は家族の衣、食、保健、衛生等、家庭生活を営む上での必要な行為等につき例外を設けるというもの。
- ・ 原告の勤務の終了が夕刻であるため、義父の夕食の世話と入浴介助を行うには、退勤の途中で義父宅に立ち寄る必要があり、原告が退勤の途中で義父の介護のために義父宅に立ち寄ったことは、家族生活を営む上で必要な行為と言えることから、労災保険法施行規則第 8 条第 1 号に該当。

○ 被告（国）の主張

- ・ 労災保険法施行規則第 8 条第 1 号の「日用品の購入その他これに準ずる行為」は、労働者又はその家族の衣、食、保健、衛生など日常生活を営む上で必要な行為であるだけでは足りず、所要時間も短時間であるなど最小限度であって、日用品の購入と同程度と評価できるもの。
- ・ 労災保険法及び労災保険法施行規則の改正経緯を踏まえると、人工透析の治療等一定の時間を有するものは「日用品の購入その他これに準ずる行為」には当てはまらないことが前提であり、介護行為も内容が多岐にわたり、相当長時間を要することから当てはまらない。
- ・ 労災保険制度の制度設計は労働政策審議会の意見を踏まえて行われるが、介護行為が、「日用品の購入その他これに準ずる行為」に含まれるということは、当該審議会において一度も議論をされたことはなく、安易に拡大解釈し、保険給付の範囲を拡大することは、労災保険制度の制度設計の仕組みを破綻させる。



通勤経路図

